

# 名誉会長、名誉顧問、顧問、参与及び会賓に関する規程

## 第1章 総 則

### (目的)

第1条 本規程は、公益財団法人日本水泳連盟（以下「本連盟」という。）の定款第39条に定める名誉会長、第40条に定める名誉顧問、顧問及び参与並びに第41条に定める会賓について、その選任の基準、任期等を明確にすることにより、これら本連盟に対する功労者を称揚する制度の円滑な運用を図ることを目的とする。

## 第2章 名誉会長

参考:定款第39条

### 第10章 名誉会長・名誉顧問・顧問・参与及び会賓

#### (名誉会長)

第39条 この法人に名誉会長1名を置くことができる。

- 2 名誉会長は理事会が推举した者につき、評議員会の決議を経て、代表理事が委嘱する。
- 3 名誉会長は、評議員会に出席して意見を述べることができる。
- 4 名誉会長の選任の基準、任期等の細則については、理事会の決議によりこれを別に定める。

#### (名誉会長の選任の基準)

第2条 名誉会長は、下記の基準のいずれをも満たす者の中から評議員会が選任し、代表理事が委嘱する。

- (1) 本連盟の代表理事経験者
- (2) 日本水泳界の発展に抜群の貢献があったとして理事会が推举した者

#### (名誉会長の任期)

第3条 名誉会長の任期は終身とする。

#### (名誉会長への待遇)

第4条 名誉会長は評議員会に出席し、意見を述べることができる。

- 2 名誉会長は本連盟の行事に出席することができ、機関誌「月刊水泳」等が送付される。

### 第3章 名誉顧問・顧問及び参与

参考:定款第40条

(名誉顧問、顧問及び参与)

第40条 この法人に名誉顧問、顧問及び参与それぞれ若干名を置くことができる。

- 2 名誉顧問、顧問及び参与は功労のあった者の中から、理事会の決議を経て、代表理事が委嘱する。
- 3 名誉顧問、顧問及び参与は、評議員会に出席して意見を述べることができる。
- 4 名誉顧問、顧問及び参与の選任の基準、任期等の細則については、理事会の決議によりこれを別に定める。

(名誉顧問、顧問の選任の基準)

第5条 名誉顧問、顧問は、下記の基準のいずれかを満たす者の中から理事会が選任し、代表理事が委嘱する。

- (1) 本連盟の代表理事、副会長、専務理事、常務理事及び監事経験者
- (2) 代表理事が特別に永年の功績を認め推薦する者

(参与の選任の基準)

第6条 参与は、下記の基準のいずれかを満たす者の中から理事会が選任し、代表理事が委嘱する。

- (1) 本連盟の常務理事、理事、委員長及び監事経験者
- (2) 本連盟の評議員及び加盟団体の会長、副会長、理事長を15年以上経験した満60歳以上の者
- (3) 代表理事が特別に永年の功績を認め推薦する者

(名誉顧問、顧問及び参与の任期)

第7条 名誉顧問、顧問の任期は終身とする。

- 2 参与の任期は委嘱の日から開始し、本連盟理事の任期と同じく終了する。ただし、再任を妨げない。

(名誉顧問、顧問及び参与への待遇)

第8条 名誉顧問、顧問及び参与は評議員会に出席し、意見を述べることができる。

- 2 名誉顧問、顧問及び参与は本連盟の行事に出席することができ、機関誌「月刊水泳」等が送付される。

## 第4章 会賓

参考:定款第41条

(会賓)

第41条 この法人に会賓若干名を置くことができる。

- 2 会賓は功労のあった者の中から、理事会の決議を経て、代表理事が委嘱する。
- 3 会賓は、この法人が主催する行事に出席することができる。
- 4 会賓の選任の基準、任期等の細則については、理事会の決議によりこれを別に定める。

(会賓の選任の基準)

第9条 会賓は、下記の基準のいずれかを満たす者の中から理事会が選任し、代表理事が委嘱する。

- (1) 本連盟の評議員及び加盟団体の会長、副会長、理事長を永年経験した満60歳以上の者
- (2) 代表理事が特別に永年の功績を認め推薦する者
- (3) オリンピック入賞者で20年以上経過し、本連盟に貢献のあった者

(会賓の任期)

第10条 会賓の任期は委嘱の日から開始し、本連盟理事の任期と同じく終了する。ただし、再任を妨げない。

(会賓への待遇)

第11条 会賓は本連盟の行事に出席することができ、機関誌「月刊水泳」等が送付される。

## 第5章 雜 則

(改 廃)

第12条 本規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附則 1 本規程は、公益財団法人日本水泳連盟の設立の登記の日から施行する。